

対策義務化への対応と労働者と企業を守るため

カスハラ防止対応研修 経営者・管理者研修

主催 愛知県下各労働基準協会

顧客による著しい迷惑行為「カスタマーハラスメント(カスハラ)」対策を企業に義務付ける、改正労働施策総合推進法が、令和7年6月に成立しました。今後令和8年中の施行が目指されますが、労働者をカスハラから守るために、企業には労働者の相談窓口設置、発生時の迅速な対応等の防止措置を講ずることが義務付けられます。

なお、カスハラは労働者の心身に深刻な被害を与え、企業の業務にも大きな悪影響をもたらします。

また、心理的負荷による精神障害の労災認定基準が令和5年に改正され、新たに顧客による著しい迷惑行為(カスハラ)が心理的負荷の具体的な出来事に加えられ、カスハラを原因とする支給決定が急増しております。

さらには、労働者がカスハラにより精神障害等となった場合、雇用先企業の安全配慮義務違反を問う損害賠償請求訴訟等も懸念されます。

このようにカスハラは企業と労働者にとって“百害あって一利なし”的の大問題ですが、相手が企業外の者であり、通常のハラスメントとは異なる対応を行う必要があります。

そこで、「カスハラ防止対応経営者・管理者研修」を開催します。企業の方針決定に関わられる経営者・管理者の皆様に、数多くご参加いただきたくご案内申し上げます。

カスハラの与える主な影響

労働者	心身の被害 相手からの暴行、暴言により負傷、精神障害を発症し休職する	業務効率の低下 通常業務が阻害され、業務の効率が悪化する	モチベーションの低下 嫌な思いや不快感、腹立たしい思いをし、仕事への気力が失われる
企業	業務支障 社員の休職、業務効率とモチベーションの低下により業務に大きな支障が生じる	社員退職 休職した、あるいはモチベーションをなくした社員が退職する	訴訟リスク 精神障害となった社員等が企業の安全配慮義務違反で損害賠償請求をする

●日 時 令和8年3月18日(水) 13:30~16:30

●開催方式 会場参加(定員40名) または インターネット受講(定員無し)

●会 場 一般社団法人 名北労働基準協会 3階大会議室
名古屋市北区清水1-13-1

[申込フォームへ](#)

カスハラのタイプ



B to C
企業 対 消費者等



B to B
企業 対 顧客企業

企業としてカスハラ対策として具体的に取り組む事項

- 1 法改正によるカスハラ防止措置の義務化
- 2 そもそもカスハラとは?
- 3 カスハラ対策を怠った場合の企業の責任
- 4 事業主が講すべき措置
- 5 現場で使える最低限の知識

講師: 弁護士法人 北見法律事務所 社会保険労務士法人北見事務所
弁護士 北見拓也 氏



【講師プロフィール】中央大学法学部法律学科卒業、中央大学法科大学院卒業、司法試験合格後使用者側労働問題を多く扱う名古屋市内の法律事務所に勤務し、その後現職。パワハラ・セクハラ・カスハラ問題をはじめとする多くの労働関係セミナーの講師を務める。名北協会機関誌に、ハラスメントに関する記事を6か月間執筆。

●会 費 会員 6,900円 非会員 9,130円 資料代、消費税を含みます

●企業出張研修 下記費用にて企業出張研修を実施します。お問い合わせは各協会まで。

受講対象	講 師	1時間	2時間	3時間	資料代
経営者・管理者	弁護士	190,000円	260,000円	330,000円	1名 200~1,000円程度。 御社にて印刷いただいた場合は無料となります。
現場管理者・社員	社会保険労務士 産業カウンセラー等	115,000円	155,000円	195,000円	



↑当研修のお申込は
こちらからでも可能です
(名北協会ホームページ)

各費用は研修会場をご準備いただいた場合の、消費税を含んだ費用です。

●会場案内

一社)名北労働基準協会



【会場アクセス】

「名鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分
「バス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分
「お車」名古屋高速 黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に格安有料駐車場が多数あります。十分時間をみていただいたうえで、各自の責任・負担でご利用ください。

愛知県下の企業労務者等の皆様が、年間約1万人受講される会場です。



●インターネット受講について

- ・視聴開始日は、令和8年3月25日(水)です。お申込書をいただきましたら、視聴用パスワードとご請求書を郵送いたします。
- ・資料は名北労働基準協会のホームページからダウンロードをお願いします。
- ・視聴可能期間は10日間です。

申込要領	下記申込書を管轄協会までお送りいただくか、上記QRコードから名北協会ホームページよりお申込みください。折り返し開催案内と請求書をお送りします。開催日の14日前までに会費を下記銀行口座にお振込みください。				
名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX 番 号	対象地区	
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市	
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区	
名古屋東労働基準協会	〒456-0022 名古屋市熱田区横田1-11-6 フジ神宮ビル8F	(052)890-4466	(052)890-4477	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町	
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6F	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡	
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町19 2F	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡	
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡	
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1F	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稻沢市	
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡	
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5F	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市	
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館GF	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市	
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市	
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマワール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡	
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡	
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4F4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市	
振込先(実施機関) (一社)名北労働基準協会	三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 一般社団法人 名北労働基準協会	※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。			

「カスハラ防止対応経営者・管理者研修」

申込書(コピー可) 申込日 年 月 日

申込協会	労働基準協会			※会員番号					
事業場名				T F	E A	L X	()	—	
所在地				事業内容			労働者数		名
受講者名	氏 名	所属部署・職名	受講方法	氏 名			所属部署・職名		受講方法
□は■を付して下さい			□会場 □インターネット						□会場 □インターネット
案内送付先	□受講者・□担当者(部署名)				様)	会費支払時期	令和 年 月 日		

※会員番号 名北協会会員のみご記入ください。分からぬ場合は未記入でも結構です。※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた研修の参加者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行なうことはありません。R8.1R